

令和元年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和元年5月10日 午後3時00分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第3回臨時会が招集されましたところ、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>これより、令和元年第3回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行いません。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、2番木村議員、3番高良議員を指名致します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。</p>
々	<p>お諮り致します。</p> <p>本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、そのように「決定」いたしました。</p>

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

令和元年第3回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

令和の時代が始まりました。10日間のゴールデンウィークは新天皇の即位を祝う一般参賀に14万人を超える人たちが皇居に参賀し、全国各地の行楽地も好天に恵まれ多くの人出があり、日本列島は即位の祝賀ムードで一杯でありました。

5月5日は、こどもの日でございます。川本町の15歳未満の子どもの数は、5月1日現在、322人で。人口3,319人に占める割合は9.7%であります。高齢化率が45%で、まさに町の宝であります子ども達の健やかな成長を願うところでございます。

連休明けの5月8日に島田三郎参議院議員が62歳で急逝されました。総務大臣、政務官在任中には地方創生を担当され、地域力が地域の活性化のキーワードとなり、自らの政治以前の実現に力を注がれました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

明日から、春の交通安全運動が始まります。今日は出発式を行い、機運を高めたところでございます。滋賀県の大津市では園児が犠牲となる痛ましい交通事故が発生していますが、川本の子も達が、そのような事がないよう願っているところであります。町民ひとりひとりが思いやりの心を育み、交通事故のない安全安心なまちづくりに取り組んで参ります。

本臨時会へ提出させていただく議案は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）など8議案でございます。

後ほど、担当課長から説明を致しますので、ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

お諮り致します。

この際、日程第4「議案第39号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第11「議案第46号、川本町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について」までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議 長 よって、そのように「決定」しました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。
それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。

々 それでは、日程第4「議案第39号」について説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野 失礼致します。「議案第39号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第1号）」について、説明させていただきます。
総務財政課 今年度の一般会計予算につきましては、平成31年度当初予算として第1回定例会において承認いただき執行しているところでございますが、この度、改元が行われた事に伴い、今後は令和元年度一般会計予算として取り扱う事と致します。そのため、第1条として、名称の変更を挙げております。
予算の補正につきましては、第2条、第3条で示しておるところでございます。今回の補正では歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ579,700千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ4,444,794千円とするものでございます。
8ページに資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。
まず、歳出についてですが、まちごと魅力化センター整備事業について。平成30年度補正予算第6号において、建設工事費610,000千円と監理委託料16,685千円を計上させていただきましたので、今年度予算において不要となりました同額を減額いたします。また、現地調査の結果、土質不良による特殊工事及び外構工事が必要となりましたので、それに要する経費として46,985千円を増額しております。この結果、補正額としましては579,700千円の減額となります。
歳入につきましては、歳出の補正に併せて過疎対策事業債を579,700千円減額するものでございます。
9ページをご覧ください。
上段には地方債の状況を挙げております。今回の補正で579,700千円の減額となりますので、補正後の地方債の限度額は、687,341千円となります。下段に基金の状況を挙げておりますが、今回の補正では基金の移動はございません。
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第5「議案第40号」から、日程第6「議案第41号」について説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町 それでは、「議案第40号」について、ご説明申し上げます。

民生活課長 この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決処分事項は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について。専決処分年月日は、平成31年3月31日です。

それでは、概要をご説明致しますので、新旧対照表の後に説明資料を付けております、その1ページをご覧いただきたいと思っております。

1. 専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、関係省令等が、平成31年3月9日に公布。同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行させる必要があったことから専決処分をしたものであります。

2. 改正の概要でございますが、個人住民税の関係では、①住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン控除の拡充、控除期間の延長など。②ふるさと納税に掛かる寄付金控除制度の見直し。③子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置。具体的には児童扶養手当を受給しているひとり親に対する非課税措置、といったものがあります。

概要は、資料3ページをご覧いただきたいと思っております。

はじめに、住宅ローン控除の拡充についてであります。住宅ローン控除とは、個人が住宅ローンを組んでマイホームを購入した際、住宅ローンの年末残高を基に計算した一定金額が住民税や所得税から控除されるものです。この度、消費税率引き上げ後の住宅購入を支援するため、税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の期間が現行の10年から13年となり、3年間延長されます。

続いて、4ページをご覧下さいませ。

ふるさと納税制度の見直しについてであります。ふるさと納税については、かねてから一部の自治体が過度な返礼品を呼び水に多額の寄付を集めている事が問題であると言われており、改正地方税法では新たなふるさと納税制度が定められております。新制度の内容は資料の中ほどですが、①寄付金募集の適正な実施。②返礼品の返礼割合を3割以下とすることや、返礼品を地場産品とすることを基準とし、今年6月1日以降のふるさと納税については、その基準を満たした自治体に寄付したものを、特例控除の対象として指定するといったものでございます。

なお、本町においては、こうした国の基準に従う事として、現在、所管課

番外高良町
民生活課長

から国へ申出書を提出しており、本町へ寄付をされた方には、これまでどおり控除の対象となるよう手続を進めております。

続いて、5ページをご覧くださいませ。

子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置についてであります。現在、個人住民税の非課税の範囲の1つが、合計所得125万円以下の障害者、未成年者、寡婦等々が非課税の対象となっております。新たに令和3年度以降は、ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当を受給し、合計所得が135万円以下のひとり親に対しても、個人住民税の非課税として追加される事となります。

続いて、6ページをご覧くださいませ。

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に関する見直しでございます。環境対策の観点から、排出ガスや燃費性能の優れた自動車は、自動車税・軽自動車税が軽減される、いわゆる軽課という特例が導入されております。軽自動車の場合、資料の下半分になりますが、新車で新規登録をした年度の翌年度分の軽自動車税が燃費性能などに応じ軽減されています。今回の改正では、今年度、そして来年度の取得分については、現行と同様に軽減の特例が適用されますが、令和3年度、4年度の取得分については、電気自動車等のみに対象が限定されてきます。

最後に、7ページをご覧くださいませ。

今年10月以降に自家用乗用車を取得した際、自動車取得税にかわり、環境性能割が導入されますが、消費税率の引き上げによる対応として、環境性能割の税率が軽減されます。環境性能割は燃費基準に応じて税率が区分され、今年10月から1年のうちに取得したものについては、燃費基準に応じ、環境性能割の税率が1%分軽減され、税率区分は非課税と1%の2つになります。

以上、ご説明いたしました内容のほか、特例の適用延長等による所要の条例改正を行っております。本議案は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第41号」について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決処分（の事項：省略？）は、川本町公民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決処分年月日は、平成31年3月31日です。

概要は、新旧対照表の後に説明資料を付けておりますので、その1ページ

番外高良町
民生活課長

をご覧いただきたいと思います。

1. 専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、関係省令等が、平成31年3月9日に公布。同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行させる必要があった事から、専決処分をしたものであります。

2. 改正の概要でございますが、2つあります。裏面2ページの図をご覧いただきたいと思います。図の右半分が今年度4月1日からの改正内容となっております。1点目は、赤色の破線で示されているところになりますが、負担をいただく上限額、課税限度額の引き上げです。課税限度額のうち、基礎課税額の30年度の上限額は58万円でしたが、61万円に引き上げるものです。保険税の負担は負担能力に応じ公平性を保つ必要がありますが、一定の限度額が設けられております。被保険者世帯数が減少していく一方で、医療給付費が増加していく中、高所得数には負担能力に応じた負担をいただきながら、中間所得層には配慮するものであります。2点目は、緑色の部分で示されているところになりますが、保険税の軽減判定に用いる基準額の拡充です。現在の軽減は7割、5割、2割がありますが、このうち5割軽減・2割軽減につきまして、軽減判定の所得を求める金額が引き上げられる事により、軽減世帯の範囲が広がる事となります。5割軽減の場合、27.5万円の部分は、28万円に。2割軽減の場合、50万円の部分は、51万円に見直すものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第7「議案第42号」について説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

それでは、「議案（第）42号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。地方自治法（第）179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めものです。

専決処分の事項、平成30年度川本町一般会計補正予算（第7号）で、専決処分の年月日は、平成31年3月31日でございます。

次ページをご覧下さい。

今回の補正は、歳入歳出総額から、歳入歳出それぞれ151,465千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ4,798,524千円とするものです。今回の補正は、事業費の確定??に伴う補正でございます。

33ページをご覧下さい。

番外左田野
総務財政課
長

歳出のうち、主なものとしましては、2款、総務費ではUIターンのため
の空き家活用助成事業補助金は実績がございませんでしたので、7,000
千円の減額。地域おこし協力隊経費につきましては、実績により不用額が生
じたので5,074千円を減額しております。なお、地域おこし協力隊
経費につきましては、これ以外の事業においても減額が生じておりますが、
いずれも同様に事業費の確定により不要となりました経費の減額でございま
す。ふるさと納税返礼品報償費は2,201千円の減額。被災者生活再建支
援制度補助金は1,287千円の減額となっております。これなども実績に
よるものでございます。

3款、民生費では、災害援護資金貸付金については、借入規模がございま
せんでしたので、10,000千円全額を減額しております。生活（保護）
扶助費6,138千円、福祉医療費現物給付費6,008千円、これも実績
による減額でございます。子どものための教育・保育給付費2,386千円
は、保育所措置費の実績による減額でございます。

4款、衛生費では、合併処理浄化槽（設置費）補助金5,950千円、災
害等廃棄物処理事業費補助金3,706千円。予防接種事業委託3,500
千円、これらも実績による減額でございます。

6款、農林水産（業）費では、奨励作物拡大支援補助金5,038千円、
県補助造林事業委託1,504千円、生産基盤強化支援事業補助金1,39
0千円、これらも実績による減額でございます。

7款、商工費では、企業立地支援緊急対策事業貸付金は、実績がございま
せんでしたので10,000千円減額しております。7月豪雨災害商工業者
補助金は、実績により1,941千円減額しております。

8款、土木費では、降雪量が少なかった事により、除雪作業委託を2,0
77千円減額して、7月豪雨災害関連の産業廃棄物処理費、備品購入費、住
宅家賃補助をそれぞれ減額しております。

9款、消防費では、消防団員の実数により報償費を1,085千円減額し
ております。

10款、教育費では、かわもと音戯館修繕費1,570千円、島根中央高
等学校通学助成金1,279千円等は、実績により減額しております。

11款、災害復旧費、12款、公債費も、それぞれ実績により減額してお
ります。

次に、32ページ、歳入をご覧ください。

2款、地方譲与税から9款、地方交付税は、国からの交付額確定に伴い、
それぞれ増減の補正を致しております。

11款、分担金及び負担金、12款、使用料及び手数料は、決済見込みに

番外左田野
総務財政課
長

合わせた補正でございます。

13款、国庫支出金、14款、県支出金は、それぞれ補助対象事業の事業費確定に伴う補助金の変更を繁栄させ増額、又は減額しております。

その中で、主なものとしましては、国庫支出金では地方創生推進交付金は、三原地区の活性化事業の実績に合わせ1,991千円減額しております。

県支出金では、北保育所の園児数が当初見込みより多かった関係で小規模保育所に対する補助金が県単独の補助金、しまねすくすく子育て支援事業補助金から、国庫の裏打ちのある民間保育所運営対策事業補助金の対象となった関係で、財源の更正をしております。

15款、財産収入につきましては、旧商工会館の売却に伴う建物売払収入2,100千円。旧JR用地の駐車場貸付に伴う土地貸付料1,186千円増額。建物貸付料1,061千円の増額等を計上しております。

16款、寄附金には、ふるさと思いやり基金寄附金の実績見込みにより2,412千円等を計上しております。

19款、諸収入では、悠邑ふるさと会館管理費実費徴収金の算定方法見直しに掛かる増額分4,548千円。非常勤公務災害補償金の実績による増額3,170千円等を計上しております。

次に、34ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。それぞれの事業費の確定等に伴い、事業ごとに地方債の補正をしており、道路整備事業では500千円の減額。合併処理浄化槽設置事業では2,900千円の減額。住宅整備事業では100千円の増額。学習交流施設整備事業では1,200千円の減額。過疎対策特別事業では、14,600千円の減額。災害援護資金貸付金事業では10,000千円の減額。災害復旧事業費では2,300千円の減額となり、総額では29,100千円の減額となっております。

35ページをご覧ください。

基金の充当予定事業の事業の確定等によりまして、学校教育施設整備基金845千円。公共施設等総合管理基金2,595千円。ふるさと思いやり基金2,728千円。雇用創出基金7,568千円の取り崩しをそれぞれ止める事としました。その上で、ふるさと納税の増額分として、ふるさと思いやり基金7,691千円を増額しております。また、歳入歳出全体の調整としまして、財政調整基金191,700千円の取り崩しを取り止め、逆に公共施設等総合管理基金に19,000千円の積立を行う事としております。

説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第8「議案第43号」について説明を求めます。

議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	<p>失礼致します。「議案第43号」について、説明させていただきます。</p> <p>この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。</p> <p>専決処分の事項は、平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。専決処分年月日は、平成31年3月31日です。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ41,950千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ480,194千円とするものでございます。</p> <p>最終7ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>まず、大きなものと致しまして、歳出、2款、保険給付費について、医療費確定に伴い療養給付費39,000千円、高額療養費1,000千円、合わせて40,000千円の減額補正となっており、これに伴います歳入について、同額の国庫補助金、県交付金と合わせた額40,000千円を減額しておりますが、その内訳としましては国庫支出金として昨年の7月豪雨災害に伴う災害臨時特例補助金616千円を補正し、県支出金の保険給付費と交付金を40,616千円を減額しております。</p> <p>次に、歳出、1款、総務費、総務管理費については、邑智郡総合事務組合負担金1,000千円。12款、予備費の不用額954千円、合わせて1,954千円を減額し、これに伴います歳入について13款、繰入金、一般会計繰入金を同額減額しております。</p> <p>最後に、基金積立金利息4千円を基金積立金として補正をしております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、日程第9「議案第44号」から、日程第10「議案第45号」について説明を求めます。番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	<p>それでは、「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《平成30年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)》」について、説明を致します。</p> <p>この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。</p> <p>専決処分の事項は、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)。専決処分年月日は、平成31年3月31日でございます。</p>

番外宇山地
域整備課長

次のページをお開き下さい。

今回の歳入歳出の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11,791千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454,139千円とするものでございます。

予算説明資料の12ページをお開き下さい。

まず、歳出におきましては、事業費の確定によります不用額の減額でございます。

主なものとしましては、1款、水道費、簡易水道費、総務管理費、委託料、料金システム構築業務委託料の1,566千円の減は、今年度から稼働している新水道料金システムにおけるシステム構築業務委託料の減額でございます。次に、償還金利子及び割引料、長期償還利子2,689千円の減額は、簡水債、過疎債と共に借入利率を高く見込んでいたための減額でございます。

同じく1款、水道費、施設改良費、合計5,686千円の減額は事業費確定による減額でございます。

次に、3款、水道事業基金積立金2,005千円は、事業費確定により基金を増額するものでございます。

11ページにお戻りください。

歳入につきましても同様に、事業の確定により主に減額するものでございます。

8款、使用料及び手数料、簡易水道使用料2,047千円の増は、使用見込みより使用料が多かったための増額でございます。

9款、国庫補助金でございますが、簡易水道統合整備事業補助金465千円、生活基盤近代化事業補助金3,496千円、簡易水道施設災害復旧事業補助金6,793千円、合計10,754千円の減は、事業確定による減額でございます。

13款、繰入金、一般会計繰入金、起債償還繰入金1,688千円の減は、事業確定による減額。同じく13款、基金繰入金、水道事業基金繰入金4,040千円の増額は明許繰越分の因原、川本両浄水場の防水対策工事分でございます。

15款、諸収入、消費税還付金5,637千円は、事業費確定による減額でございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第45号、専決処分の承認を求めることについて《平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）》」について、説明を致します。

番外宇山地
域整備課長

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を
しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補
正予算(第1号)、専決処分年月日は、平成31年3月31日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の歳入歳出の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出
それぞれ5,428千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
62,219千円とするものでございます。

予算説明資料9ページをお開き下さい。

まず、歳出におきましては事業費の確定によります不用額の減額
でございます。

1款、下水道事業費、集落排水事業費、工事請負費4,820千円の減は、
当初、中継ポンプの防塵塗装及び分解清掃を行いました。当初の設計金額
より安価に行うことができたための減額でございます。

8ページにお戻りください。

5款、繰入金、農業集落排水基金繰入金5,167千円は、事業費確定に
より基金繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第11「議案第46号」について説明を求めます。
番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長

それでは、「議案第46号、川本町総合交流ターミナル施設の指定管理者
の指定について」、説明を致します。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町総合交流ターミ
ナル施設の設置及び管理に関する条例(第)3条の規定により、当該公の施
設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6
項の規定によって、議会の議決を求めます。

施設の名称は、川本町総合交流ターミナル施設。指定管理者となる団体の
名称、地域活性化センターかわもと。指定期間は、議会の議決日の翌日から
令和3年3月31日までの2年間であります。

選定理由につきましては、平成30年度末をもって当該施設の指定管理期
間が終了することにとまなましまして、指定管理者を公募いたしましたが、応
募がなかったところでありました。そのため、施設運営につきまして継続す
ることとし、新たな運営団体の検討を致しました。そして地域活性化センター
かわもとを設立し、運営再開の準備を進めてきたところでございます。4月

番外湯浅産
業振興課長 までの段階で、この団体が指定管理を行えるための職員や前指定管理者からの引き継ぎ、設備関係の確認・補修など、指定管理業務を担える体制が整備されております。観光協会や町有施設との連携により交流人口の拡大につながる取り組みができるものと考えておりますので、指定管理者の候補として選定を致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

々 それでは、「議案第39号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第1号）」について。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第39号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第39号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々 次に、「議案第40号、専決処分承認を求めることについて《川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について》」。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

1 番山口議員。

1 番
山口議員

「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について》」、に対し反対討論を行います。

個人町民税、住宅ローンの拡充に伴う措置に関し、本改正は消費税の10%引き上げを前提とした改正であり、消費税の引き上げに反対する観点から反対討論を行います。

そもそも消費税は収入の少ない人ほど負担が大きくなる逆進性を本質とする最悪の税制であります。アベノミクスの破綻で深刻な消費不況が長期化し、消費と所得という暮らしと経済の土台が悪化している中で消費税10%増税を強行すれば、貧困と格差の拡大に追い打ちをかけるだけでなく日本経済の底が抜けてしまいます。

いわゆる「軽減税率」を導入しても、いまより税率が低くなるわけではなく、「インボイス制度」が導入されるなど、500万人と言われる免税業者が取引から排除されたり、複雑な事務負担が生じたりすることになります。

消費税に代わる財源対策は、ここで多くは述べませんが、大企業の優遇税制を見直すこと、富裕層に応分の負担を求めること、大型公共事業・軍事費・原発推進などの浪費を一掃することなどで、十分可能です。

この秋からの消費税増税の中止を求める立場から、本件の反対討論とします。

議 長

ただいま反対討論がありましたが、賛成討論のある方はありませんか。
（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々

「議案第40号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
賛成「多数」であります。

々

よって、「議案第40号」は、原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第41号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
1番山口議員。

1 番
山口議員 課税限度額引き上げの条例改正ということですが、高額所得者の負担を増やして中間所得者に配慮をするという趣旨という事での説明がありました。が、本町における課税限度額引き上げによる増収見込み額は、幾らになるのでしょうか。また、増収によって、中間所得層の負担軽減はどれくらい図られるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 まず、引き上げによる見込み額という事につきましては、保険税の本算定、これにつきましては6月に確定いたします平成30年中の所得を基に7月に決定していきます。ですので現時点において増収等の見込みは不確定でございます。また、負担の軽減による恩恵等、影響につきましても、7月の本算定に向けた作業をしていく中で、前年度と比較するなど分析を行っていく事となります。

議 長 質問ありますか。はい、1番山口議員。

1 番
山口議員 確定はしていないと言えども昨年も課税限度額引き上げられておりますし、一定の推定額まで概算額は出せると思いますが、その額もはっきりしない中で条例を変えるというのは如何なものかなというふうに思います。この課税限度額は、ここのところ毎年のように上げられているんじゃないかと思いますが、最近の例えば10年間ぐらいの課税限度額の推移と、それから今後ともこういう形で上げていく事になるのか、という点をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 まず、推移につきましてはですが、平成21年度から30年度までの10年間にしまして、この基礎課税額の引き上げは11万円となっております。今後につきましては、今、国の説明と致しましてはこの課税限度額の対象となる世帯を全体のその被保険者世帯の約1.5%のところまで持っていきたいといったような説明が国の方では為されております。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい、他にありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
はい、ただいま討論の申し出がありましたので、発言を許可します。
1 番山口議員。

1 番 山口議員 「議案第41号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険
条例の一部を改正する条例の制定について》」に対し、反対討論を行います。
「高すぎる国保税は生活を圧迫している」、「町民に重い負担を強いる国保
税を引き下げてほしい」というのが町民の切実な声です。にもかかわらず、
地方税制の改正に伴い専決処分されている本条例改正は国保税の課税限度額
を58万円から61万円に引き上げています。
負担の軽減どころか、高額所得者とは言えない中間層に、一層の重い負担
を課すことにつながり、見逃すことはできません。
先ほどの説明では、中間層に配慮したものという事になっておりますが、
私の推計ではおそらく、その効果は微々たるものと言わざるを得ないと思
います。
課税限度額の引き上げなどの小手先の対応では、高すぎる国保税の改善に
は繋がりません。
今、必要とされるのは、国保の持つ構造的問題、危機的状況を打開する抜
本的な制度改革です。国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は、国
庫負担の引き下げが続けられてきたことにあります。1984年の国保法の
改悪以来、今日では、国保の総収入に占める国庫支出割合は半減をしていま
す。全国知事会は、国に対し、国保への1兆円の支出金を要望しています。
国保は、単なる助け合い、相互扶助ではなく、日本国憲法25条に基づく
社会保障制度であり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。
国保は、町民のいのちと健康を守るものでなければなりません。
私は、専決処分された国保税の課税限度額を引き上げる本条例の改正に反
対し、町民に重い負担を強いる国保税の引き下げを求めて、討論を終わら
す。

議 長 ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論のある方はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

議 長	これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。
々	「議案第41号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 賛成「多数」であります。
々	よって、「議案第41号」は原案のとおり、「承認」されました。
々	次に、「議案第42号、専決処分の承認を求めることについて《平成30年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」について。
々	これより質疑を行います。質疑はありますか。 2番木村議員。
2番 木村議員	町長、もしくは副町長にお尋ねしますけど、これの1億5千万近くの減額について、執行責任についてどのようにお考えかというふうにお尋ねしたい。当然ながらこれは予算を組んだときには議決をされておりますし、その後の個々の科目ごとの総括は当然ながらされ、それなりに町長、副町長は本日、出される数字に対して承認されていると思うんですけど、その総括及び今後の考え方についてお尋ねします。
議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	この度は実績に基づいての補正でございます。この金額が大きいかどうかというところは又、別問題だと思いますが、それぞれの部署で先ずは予算をしっかり積み上げて作った予算でございますが、それぞれこのコストの削減等々もした努力もある一方で、やはりどうしても計画した事業が出来なかったという事もあるかと思えます。いろいろと30年度につきましては、それぞれの事業分析をしておりますが、大きく事業が出来なかったと、川本町の運営に支障が出たというものは全体的に見てなかったものというふうに考えております。
議 長	2番木村議員。
2番 木村議員	なかったという事はですね、最初の計画が杜撰だという事になりませんか。ですから各々各課で綿密に練り上げて計画をされ、プログラムを組まれて為

2番
木村議員 　　れたと思うんですね、出来なかったという事に対しては、当然訳があって、不要はものは当然ながら予算化されていない訳ですから、無駄な税金を使わなかったという評価は反面、出来ますよ。コスト削減なんかされて評価はしますが、当然ながら町民に対して、これだけのサービスをしようっていう予算化されたのが出来なかったという事に対して、個々の課長でこういう事で出来なかったという報告はあるんですか、ないんですか。

議 長 　　　　番外三宅町長。

番外
三宅町長 　　　　いつもこの事業の進捗というものは、各課と連携を執りながら進めております。例えば今年は雪が降っておりませんので、除雪費を大幅に減少したというような事も当然ございますし、今、申しあげましたように今回30年度、特に予算が消化されていないという事で町民に支障を与えるような運営はしていないというふうに確信しております。

議 長 　　　　はい、2番木村議員。

2番
木村議員 　　　　これで終わりですかね。
　　　　　　　　　（「はい」の声あり）
　　　　　　　　　先ずは総務費の方でU I ターンの空き家対策の事業費等の関係も実績等の関係で可成り使われておりませんが、これは町としては大きな問題だと思うんです。それに対して、これだけで結構です。町長どのように復命を受けていらっしゃるか、お尋ねします。

議 長 　　　　番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長 　　　　この700万円の減額でございます。これは住まいづくり支援事業の中の一環としてメニューとして上げているものでございます。特に事業者の方が空き家を改修してそこに人が住んでいただくというような事をした時に、補助をするというものでございましたが、これについては要望がなかったものでありますので、そのまま減額をしているというものでございます。

議 長 　　　　その他、質問はありませんか。
　　　　　　　　　（「ありません」の声あり）
　　　　　　　　　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

- 議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第42号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 賛成「多数」であります。
- 々 よって、「議案第42号」は原案のとおり、「承認」されました。
- 々 次に、「議案第43号、専決処分の承認を求めることについて《平成30
 年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」について。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第43号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第43号」は原案のとおり、「承認」されました。
- 々 次に、「議案第44号、専決処分の承認を求めることについて《平成30
 年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）》」について。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第44号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第44号」は原案のとおり、「承認」されました。

々 次に、「議案第45号、専決処分の承認を求めることについて《平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第45号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第45号」は原案のとおり、「承認」されました。

々 次に、「議案第46号、川本町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について」。

議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。
々	これより採決に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。
々	「議案第46号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。
々	よって、「議案第46号」は原案のとおり、「決定」致しました。
々	以上で、本日の議事日程は全て終了致しました。 これをもって、令和元年第3回川本町議会臨時会を閉会と致します。 <div style="text-align: right;">(午後4時01分)</div>

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員